

青森県報

第四千百三十二号

平成二十八年
四月六日
(水曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の名称の変更 と畜場番号の一部改正	(税 務 課)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 保 険 課)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 福 祉 課)	二
家畜伝染病の発生	(畜 産 課)	二
基本測量の実施	(監 理 課)	三
公共測量の終了	(同)	三
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出	(商 工 政 策 課)	三
肥料登録の有効期間の更新	(食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課)	四
県営土地改良事業計画変更の決定	(農 村 整 備 課)	四
建設業者の許可の取消し	(東 青 地 域 民 局)	五
右 同	(同)	五
右 同	(西 北 地 域 民 局)	五
公安委員会		
警備員等の検定の実施	(保 安 課)	六

告 示

青森県告示第二百八十四号

次の軽油引取税に係る特約業者の名称について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	みちのく三愛石油株式会社	清水 貴之	八戸市大字十八日町四一の二	平成 二六・三・一
変更後	東日本三愛石油株式会社			

青森県告示第二百八十五号

昭和四十三年三月十六日青森県告示第百八十七号（と畜場番号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「日本フードパッカー株式会社青森工場」を

「日本フードパッカー株式会社青森工場 ATO食肉センター」に改める。

20 19

青森県告示第二百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三村 申吾

氏名又は名称	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指定期間
株式会社リベラ	八戸市東白山台三丁目三の三八〇一	通所介護	八戸市柏崎二丁目〇の一四	平成二六・三六
社会福祉法人やすらぎ会	八戸市大字松館一字田ノ平一九の	通所介護	八戸市西白山台六丁目九の三〇	二六・三三

青森県告示第二百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三村 申吾

氏名又は名称	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期間
指定介護予防サービス業者		介護予防サービス		
名称又は名称	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期間
氏名	住所	名	所在地	年月日

株式会社リベラ	八戸市東白山台三丁目三の三八〇一	通所介護	八戸市西白山台六丁目九の三〇	平成二六・三六
社会福祉法人やすらぎ会	八戸市大字松館一字田ノ平一九の	通所介護	八戸市西白山台六丁目九の三〇	二六・三三

青森県告示第二百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三村 申吾

指定障害福祉サービス業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期間
名称	主たる事務所所在地	名称	所在地
特定非常利活動法人光の岬福祉研究会	弘前市大字笹森町三七の二一	ひかりの岬居宅介護等事業所	弘前市大字駒越字平田二の三
社会福祉法人一葉会	弘前市大字福村八字新館添五〇の	グループホームはるけの里「桜丘」	弘前市大字桜ヶ丘四丁目一の九
社会福祉法人聖康会	弘前市大字独狐字山辺一八三	共同生活援助	弘前市大字独狐字松ヶ沢二〇の五

青森県告示第二百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の患畜	頭数	発生場所又は区域	発 生 日 月 年
ヨ一ネ病	牛	患畜	二	上北郡七戸町	平 成 二 八 年 三 月 三 日

青森県告示第二百九十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）
- 二 作業期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森県内全域

青森県告示第二百九十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（基準点測量）

三 測量の期間

平成二十七年十月十七日から平成二十八年三月二十一日まで

四 測量の地域

青森市内一円

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイス八戸石堂店
八戸市石堂二丁目一〇の八外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社紺屋
八戸市石堂二丁目二の二五
代表取締役 田名部紀子
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社ジョイス 岩手県盛岡市東安庭二丁目一の三 代表取締役 小苺米秀樹	株式会社ベルジョイス 岩手県盛岡市東安庭二丁目一の三 代表取締役 澤田司	平成 二 八 年 三 月 一 日

四 届出年月日

平成二十八年三月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十八年四月六日から同年八月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年八月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十八年三月二十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第 三六九号	副産石灰肥 料	大地の優	アルカリ分 四五・〇 く溶性苦土 一・〇	公定規格 のとおり	株式会社駒嶺 商店 下北郡風間浦 村大字蛇浦三 新釜谷二の三
青森県第 二七一号	炭酸カルシ ウム肥料	一〇・〇苦 土炭酸カル シウム肥料	アルカリ分 五五・〇 く溶性苦土 一〇・〇	公定規格 のとおり	八戸炭酸カル シウム工業株 式会社 三戸郡階上町 大字角柄折字 柳平二八の六
青森県第 二七二号	炭酸カルシ ウム肥料	六・〇苦土 炭酸カルシ ウム肥料	アルカリ分 五五・〇 く溶性苦土 六・〇	公定規格 のとおり	八戸炭酸カル シウム工業株 式会社 三戸郡階上町 大字角柄折字 柳平二八の六
青森県第 三五七号	副産石灰肥 料	石灰ラミカ ル	アルカリ分 五〇・〇	公定規格 のとおり	株式会社長慶 弘前市大字高 田三丁目六の 七

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、白山区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月六日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十八年四月七日から同年五月十日まで
縦覧の場所
三 五所川原市役所

出 先 機 関

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中谷土建
 - 二 氏名 中谷 静夫
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡二二二の二〇
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇五五七号
 - 五 取消年月日 平成二十八年三月二十二日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社有馬建設
- 二 代表者の氏名 有馬 弘美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字五本松字岡本九八の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第二〇〇二〇一号
- 五 取消年月日 平成二十八年三月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社えびな
- 二 代表者の氏名 蝦名 留美
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市下車力町盛野一〇四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第四〇〇二四一号
- 五 取消年月日 平成二十八年三月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年三月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十七号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十八年四月六日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十八年七月九日（土）午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 車両等の誘導に関すること。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 車両等の誘導に関すること。

(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十八年五月二十三日（月）から同年六月十日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部保安課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭